

令和4年度山形県肥料コスト低減技術導入支援事業実施要領

第1 目的

この要領は、肥料価格高騰による農家経営への影響を緩和するため、農業者等を対象に、肥料コスト低減に取り組むための機械の導入等を支援し、持続可能な農業生産を推進することを目的として、山形県肥料コスト低減技術導入支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

第2 事業内容

本事業の事業内容は別表1のとおりとする。

第3 事業実施主体

本事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、別表1に定める者のうち、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 県内に住所又は本拠地を有すること。
- (2) 事業を完遂する見込みがあり、継続的な活動が見込まれること。
- (3) 団体にあつては団体の意思を決定する体制が明らかであること。
- (4) 団体にあつては会計経理が明確であること。

第4 事業実施計画

- 1 本事業の実施を希望する者は、知事が別に定める日までに、事業実施計画（実施要領別記様式第1号）を作成し、実施要領別記様式第2号を用いて知事に提出するものとする。
- 2 本事業の実施を希望する者のうち、目的達成のため、令和4年10月19日以降、第5において事業実施計画が採択される前に着手する必要がある場合は、実施要領別記様式第3号を用いて事前着手申請を提出するものとする。
- 3 知事は、2において提出された事前着手申請の内容が妥当と認められた場合は、その旨を実施要領別記様式第4号を用いて通知するものとする。

第5 事業実施計画の審査

- 1 知事は、事業実施計画の内容を審査し、効果が高いと認められた事業実施計画を採択する。
- 2 知事は、1における採択の可否の結果を、実施要領別記様式第5号を用いて事業実施計画の提出者に通知するものとする。

第6 事業の実施

- 1 事業実施主体は、第5において採択された事業実施計画に基づき、事業を実施するものとする。
- 2 本事業の着手は、別に定めるところにより行う本事業に係る山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号）第6の交付の決定に基づき行うもの

とする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に着手する場合は、事業実施主体は、予め、知事の指導を受けたうえで、その理由を明記した交付決定前着手届を作成し、知事に提出するものとする。この場合、交付決定を受けるまでの期間中に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担することとする。なお、第4の3において事前着手が承認された場合も同様の扱いとする。

3 県は、事業実施主体が実施する事業の効果的な推進を図るため、必要な助言及び指導を行うものとする。

第7 事業の評価報告

- 1 事業実施主体は、補助事業実施後の状況について、事業実施状況報告書（実施要領別記様式第6号）を用い、令和5年4月30日までに提出するものとする。
- 2 知事は、1において報告書の提出を受けたときは、第5で採択した事業実施計画に照らして事業の達成度の評価を行い、必要に応じ事業実施主体を指導するものとする。

第8 関係書類の提出

この要領に基づく書類の提出は、山形県農林水産部農業技術環境課に提出するものとする。

第9 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年10月19日から施行する。

別表 1

区分	事業実施主体	事業内容
肥料コスト低減技術導入支援	農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体	肥料コスト低減技術の導入に必要な土壌分析機、堆肥散布機及び局所施肥機等の導入 (導入する機械の例) ・簡易土壌分析機 ・マニアスプレッダ ・ブロードキャスタ ・フロントローダ・バケット ・緑肥すき込みモア ・側状施肥機能付き田植機 ・局所施肥機能付き畝立て機 ・ペレット堆肥成型機 等
広域土壌分析、堆肥利活用体制整備への支援	農業協同組合、地域協議会等	広域的に取り組む肥料コスト低減技術の導入に向けた技術講習会等の開催 広域的に取り組む肥料コスト低減技術の導入に必要な土壌分析機や大型堆肥散布機等の導入 (導入する機械の例) ・土壌分析機 ・マニアスプレッダ ・堆肥運搬車 ・ペレット堆肥成型機 等

[留意事項]

- ・農業機械の導入に当たっては、山形県特定農業機械導入基準を踏まえなければならないものとする。
- ・農業用機械のうち、トラクターその他の汎用性の高い機械については、補助対象としない。
- ・農業以外に使用可能な汎用性の高い機械（運搬用トラック、除雪機、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）は補助対象としない。
- ・中古農業機械等の導入については、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が2年以上の中古農業機械等を対象とし、故障により事業中止とならないよう、導入元の農業機械等取扱店等との定期的な保守点検に係る実施計画を整備している場合を除き、補助対象としない。
- ・堆肥運搬車は、臭気対策や飛散防止のために荷台のあおり部分の嵩上げ等の特装を施し、「堆肥運搬車」と表示したものに限り。